

## 広島県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

### 公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「、県の選挙管理委員会が交付する原稿用紙に黒色で記載した掲載文（以下この章において「掲載文」という。）及び写真二葉（カラー写真を除く。）を別記第二十七号様式に準じて作成した申請書に添えて県の選挙管理委員会に提出しなければならない」を「、別記第二十七号様式に準じて作成した申請書に県の選挙管理委員会が交付する別記第二十七号の二様式の内、原稿用紙（県の選挙管理委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文及び写真（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を添えてしなければならない」に改め、同条第三項中「大きさとし」の下に「、電磁的記録による場合を除き」を加える。

（掲載文及び写真の色）

第四十三条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

2 写真は、無彩色で現像し、又は記録しなければならない。

第四十四条第一項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改め、同条第二項中「前条第一項により」を「原稿用紙の」に改める。

第四十四条の二中「記載し」を「記載し、又は記録し」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第四十四条の三見出し中「掲載文」の下に「及び写真」を加え、同条第一項中「、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があつたとき、又は第四十七条第二項の規定により印刷した場合」を「、第四十二条から第四十四条の二の規定までに違反した掲載文及び写真の申請があつた場合、又は掲載文及び写真を印刷したとき」に、「認めるとき」を「認める場合」に、「、当該文字又は掲載文」を「、当該掲載文及び写真」に改める。

第四十五条中「記載しなおした」を「記載し直し、又は記録し直した」に改める。

第四十六条第一項中「衆議院小選挙区選出議員」の下に「、衆議院比例代表選出議員」を加え、「、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては掲載文申請締切期日の翌々日の午前九時に、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては掲載文申請締切期日から起算して四日目の午前九時に」を削り、「、くじを行う日が広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときの当該くじを行う日は、

選挙管理委員会委員長が別に定めるものとする」を、「これにより難しい事情があるときは、県の選挙管理委員会が別に定めるものとする」に改める。

第四十七条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十八条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第四十五条（掲載文の修正又は撤回）の規定による掲載申請撤回の申請があつたとき」を削る。

別記様式第二十七号の二様式を次のように改める。

第二十七号の二様式（第四十一条）

何 選 挙（ 区 ）	候補者氏名	印	
選挙公報掲載文原稿用紙	連絡場所	（電話）	担当者
（上）			
	候補者の写真の欄（候補者の写真を掲載し、又は記録する場所）	候補者の氏名の欄（候補者の氏名を記載し、又は記録することができる場所）	候補者の政見、経歴等の欄（候補者の政見、経歴等を記載し、又は記録することができる場所）
（下）			
広島県選挙管理委員会			
※ 受 付 日 時		※ 掲 載 順 位	※ 受 付 者
前 時 分 何年何月何日午後			
（※印の欄は記入しないこと）			

備考

- 1 候補者の氏名の欄及び候補者の政見、経歴等の欄には、記載する場合の便のため淡青色のけいを引くものとする。
- 2 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による選挙公報掲載文原稿用紙には、候補者の届出印の欄及び※印の欄を省略するものとする。
- 3 候補者の氏名の欄、候補者の写真の欄及び候補者の政見、経歴等の欄の外に、必要に応じて注意書きを加えることができる。
- 4 候補者の氏名の欄、候補者の写真の欄及び候補者の政見、経歴等の欄の規格は、おおむね次のとおりとする。

区分	知事の選挙		その他の選挙	
	縦（センチメートル）	横（センチメートル）	縦（センチメートル）	横（センチメートル）
候補者の氏名の欄	12.5	6	10.5	4.5
候補者の写真の欄	12.5	6	10.5	4.5
候補者の政見、経歴等の欄	12.5	24	10.5	27

別記様式第三十一号様式中「平成」及び「(村)」を削り、同様式備考一中「第五項」を「第六項」に改める。

別記様式第三十一号の二様式その一中「平成」を削り、同様式備考一中「第五項」を「第六項」に改め、同様式その二を次のように改める。

その二 参議院比例代表選出議員の選挙

年 月 日執行 参議院比例代表選出議員選挙  
 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示  
 何市(区)(町)選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
優先的に当選人と なるべき候補者 (順位) (氏名)			
優先的に当選人と なるべき候補者 (順位) (氏名)			

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 二 参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者(以下「特定枠名簿登載者」という。))を除く。の氏名掲載の順序は、公職選挙法第七十五条第四項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。特定枠名簿登載者の氏名等の掲示については、同条第五項の規定に従い、特定枠名簿登載者以外の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に、掲載すること。
- 三 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登録者の氏名」については縦書きとしてふりがなを付し、特定枠名簿登載者の「順位」については横書きとすること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の公職選挙法による選挙運動等に関する規程は、この規程の施行の日以後にその期日を公示され又は告示される衆議院議員及び参議院議員の選挙若しくはその期日を告示される県の議会の議員及び知事の選挙について適用し、この規程の施行の日前日までにその期日を公示され又は告示される衆議院議員及び参議院議員の選挙若しくはその期日を告示される県の議会の議員及び知事の選挙について、なお従前の例による。